

諮問第144号の概要

(社会生活基本調査の変更)

1. 社会生活基本調査の概要（前回調査時の計画）

調査の目的

国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動を調査し、仕事や家庭生活、地域活動等に費やされる時間など国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ること。

調査の概要

調査期日

➤ 2016年（平成28年）10月20日。ただし、生活時間の配分についての調査は、10月15日から23日までの9日間のうちの連続する2日間

調査範囲 及び 報告者数

- 全国の世帯及び世帯員
- ・ 調査票A⇒約83,000世帯、
世帯員約186,000人
- ・ 調査票B⇒約5,000世帯、
世帯員約11,000人

調査 事項

- 調査票A
 - ・ 1日の生活時間の配分（2日間）
 - ・ 過去1年間における主な生活行動（学習・自己啓発・訓練、ボランティア活動、スポーツ、趣味・娯楽、旅行・行楽）等
- 調査票B
 - ・ 1日の生活時間の配分（2日間） 等

調査組織

総務省 — 都道府県 — 統計調査員 — 報告者

調査周期

5年

調査の実施期間

2016年（平成28年）10月6日～10月30日

集計事項 及び 結果公表

- 調査票A（過去1年間における生活行動、1日の生活時間の配分に関する調査結果）⇒2017年（平成29年）9月末までに公表
- 調査票B（1日の生活時間の配分に関する調査結果）⇒2017年（平成29年）12月末までに公表

※ 調査票A⇒プリコード方式。あらかじめ行動の種類（20分類）が印刷された調査票に、世帯員各人が自分の行動を分類し、時間区分ごとに回答
調査票B⇒アフターコード方式。世帯員各人に時間区分ごとに行動の内容を自由に回答してもらい、集計の段階で、あらかじめ定められた基準に従って分類

2. 調査結果の主な利活用

1 各種行政施策等における利用

- ◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進における利用
⇒ 「仕事と生活の調和が実現した社会」の実現に向けた取組の推進のための数値目標、ワーク・ライフ・バランスの実現度指標
- ◆ 男女共同参画推進における利用
⇒ 男女共同参画社会の形成に向けた成果目標・参考指標
- ◆ 少子化・高齢社会対策における利用
⇒ 男性の育児参加の促進のための参考指標、高齢者介護や乳幼児保育に関する生活時間の分析

2 国際比較のための利用

- ◆ 国際比較のためのデータの提供
⇒ 経済協力開発機構（OECD）における社会状況等に係るOECD加盟国間の比較のためのデータの提供

3 地方公共団体による利用

- ◆ 男女共同参画推進における利用
⇒ 都道府県における男女共同参画計画の策定の基礎資料
- ◆ 少子化・高齢社会対策等における利用
⇒ 少子・高齢化対策、子育て支援、文化振興・地域振興・生涯学習・スポーツ振興等の施策立案のための基礎資料

3. 主な変更概要①

① 調査事項の変更

◆ 障害者統計の整備の一環であるとともに、国際比較可能性の向上を含めた利活用向上の観点から、「**慢性的な健康問題・日常生活への支障の程度**」に関する調査事項を追加【調査票 A・B】 ※調査事項追加の背景等については、次頁参照

◆ 生活様式の変化や結果利用ニーズを踏まえ、**調査事項を変更**

(例①) 高齢社会における介護の状況をより詳細に把握するため、**介護支援の利用の状況**について、これまでは世帯単位で把握していたものを、**個人単位で把握**する方式に変更【調査票 A・B】

(例②) スマートフォン等情報通信機器の日常生活への密着性をより詳細に把握するため、生活時間配分を把握する際に、**スマートフォン・パソコンなどの使用状況を15分ごとに把握**できるように変更【調査票 A】

◆ 報告者負担の軽減の観点から、**調査事項を削除**

(例) これまで、生活時間配分を把握する際に、調査日の「**天候**」を把握していたところ、結果表の閲覧数が少なく、廃止しても行政利用上の支障も確認されない等のため、報告者負担の軽減の観点から、同調査事項を削除【調査票 A・B】

《参考》 障害者統計の充実検討と社会生活基本調査

- ◆ 2018年（平成30年）3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2020年（令和2年）6月2日改定）において、「施策上のニーズ等を踏まえ、障害者統計の充実を図る」ことが求められているところ。

- ◆ 2018年（平成30年）5月、超党派の議員で構成されるインクルーシブ雇用議連（「障害者の安定雇用・安心就労の促進を目指す議員連盟」の略称）から提言

【提言の表題】「2019年度予算概算要求に向けた提言～障害者施策の基礎となる統計調査の整備の充実」

【提言の要旨】

障害者と障害のない者との比較を可能とするとともに、障害者を対象としたSDG s 指標に係るデータとしても活用できるようにするため、国民生活基礎調査などの基幹統計調査での調査事項追加を軸に検討を要請

【提言で示されたスケジュール】

2019年度（令和元年度）調査研究の実施

2020年度（令和2年度）調査実施者で検討

2021年度（令和3年度）予算要求

2022年度（令和4年度）障害者の雇用と就労についての調査開始※

※ 国民生活基礎調査の大規模調査年が念頭におかれている。

- ◆ 上記提言を踏まえ、昨年度、内閣府の調査研究事業として、学識経験者、関係府省（内閣府、厚生労働省及び総務省）、事務局長からなる検討チームを組成、会合を実施
- ◆ 検討の過程で、総務省統計局から、**社会生活基本調査**についても、国際比較可能性の向上を図る観点からも、提言の趣旨を踏まえた統計の充実について検討可能との方向性が示されていた。

3. 主な変更概要②

② 調査方法の変更

- ◆ オンライン回答の方法について、従前のパソコンによる回答に加え、**スマートフォンやタブレット等の情報通信機器による回答の方法も導入**
 ※ 前回答申時の「今後の課題」に対応するもの（次頁参照）
- ◆ 災害や感染症等に伴い、**調査員調査が困難な場合は、郵送調査も可能にする変更**

③ 調査の実施期間の変更

- ◆ 生活時間配分の調査日ごとに調査票の回収期限までの期間を均一化したことに伴い、調査の実施期間を2日間延長

【2016年(平成28年)調査】

| | 10月 | | | | | | | | | | | 11月 | | | | | | |
|---------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|---|
| | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 |
| | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 |
| グループ①、② | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| グループ③ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| グループ④ | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| グループ⑤ | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| グループ⑥ | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| グループ⑦、⑧ | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | |



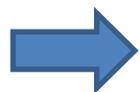
【変更(案)】

| | 10月 | | | | | | | | | | | 11月 | | | | | | |
|---------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|---|---|
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 |
| | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 |
| グループ①、② | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| グループ③ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| グループ④ | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| グループ⑤ | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| グループ⑥ | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| グループ⑦、⑧ | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | |

※ 上記①～③のほか、報告者数について、平成27年国勢調査結果を踏まえ、変更(調査票Bの報告者数は変更なし)
 【調査票A】 現行計画: 約83,000世帯(10歳以上の世帯員約186,000人) ⇒ 変更(案): 約86,000世帯(同約183,000人)

4. 前回答申時（2016年（平成28年）1月21日）の「今後の課題」を踏まえた対応状況

報告者の利便性の向上を図り、オンライン調査の更なる利用を促進する観点から、今後の情報通信技術の更なる発展及び政府統計共同利用システムの改修状況等も勘案しつつ、次回調査（2021年（令和3年）調査）に向けて、パソコン以外に、スマートフォンやタブレット等の他の情報通信機器による回答が可能となるよう検討する必要がある。検討に当たっては、今回のオンライン調査の結果についても検証を行い、その結果をも踏まえ対応する必要がある。



この課題を踏まえ、調査実施部局において、前頁②のとおり対応予定。

5. 想定される主な論点

1 調査事項の変更について

- 調査事項を変更するに当たっての経緯と必要性
- 変更による効果と利活用の影響

2 調査方法の変更について

- 回答方法の拡充についての検討経緯と想定される効果の見込み

3 回答期限の見直しについて

- 変更の必要性と効果、調査票回収後のスケジュールへの影響